

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年8月30日（金） 10：01～10：08

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 2件
- 政令 4件
- 人事 3件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、森屋副長官から御説明申し上げます。

○森屋内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「水循環基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、斉藤鉄夫大臣から御発言があります。

次に、「PCB廃棄物処理基本計画の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、処理対象物の広域処理について定めるものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部改正令」は、国家公務員について、多様で有為な人材を確保するため、採用試験の試験区分等を変更するものであります。

次に、「道路交通法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年11月1日とするものであり、「同法施行令の一部改正令」は、同改正法の一部の施行に伴い、自転車運転者講習の受講命令の対象となる危険行為として、自転車の酒気帯び運転及び運転中における携帯電話使用等を加えるものであります。

次に、「物流効率化法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年11月1日とするものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、在ロシア日本国大使館在勤特命全権公使平野隆一外1名を願に依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣法制局人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、内閣法制次長に第一部長木村陽一を充てるものであります。

次に、須川勇外162名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、斉藤鉄夫大臣。

○斉藤国務大臣：新たな水循環基本計画について申し上げます。今後、本計画の下で、「水」に係る各府省庁が一体となって、上下水道施設の耐震化等による安定した水供給の確保、持続可能な上下水道への再構築、地球温暖化対策の推進、流域総合水管理の展開など、水に関する様々な施策を効果的に推進してまいります。閣僚各位におかれましては、引き続き、本計画の着実な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

○林国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○松本国務大臣：9月、10月の2か月間は、「行政相談月間」です。国民の皆様のお役に立つ行政相談をより知っていただき、利用していただけるよう、相談活動・広報活動に重点的に取り組む期間を、今年度から2か月間に拡大します。この期間を

中心に、ワンストップで行政に関する様々な相談に対応する「一日合同行政相談所」を全国159か所で開設します。総務省としては、相談を必要とする一人ひとりに寄り添って対応するとともに、行政相談について理解を広げ、その利用を促進してまいります。各大臣におかれましては、本月間への御協力をお願い申し上げます。

○松本国务大臣：本日、労働力調査結果を公表いたしました。7月の完全失業率は、季節調整値で2.7パーセントと、前月に比べ0.2ポイントの上昇となりました。これは、完全失業者が前月に比べ11万人増加したことによるもので、うち7万人が自己都合により離職した者となっています。就業者数は6,795万人と、1年前に比べ23万人増加し、24か月連続の増加となりました。

○林国务大臣：次に、厚生労働大臣。

○武見国务大臣：令和6年7月の有効求人倍率は、季節調整値で1.24倍と、前月を0.01ポイント上回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移しており、緩やかに持ち直しています。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組むとともに、事業主の方に対する人材確保支援に取り組んでまいります。

○林国务大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令 和 6 年) (金)
8 月 30 日

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

- 水 循 環 基 本 計 画 の 変 更 に つ い て (決 定)
(内 閣 官 房)
- 〃 ○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部変更について (決 定)
(環 境 省)

◎ 政 令

資 料
あ り

- 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令 (決 定)
(内 閣 官 房)
- 〃 ○ 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (決 定)
(警 察 庁)
- 〃 ○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令 (決 定)
(同 上)
- 〃 ○ 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (決 定)
(国 土 交 通 省)

◎ 人 事

資 料
あ り

- 特命全権公使平野隆一外 1 名を願に依り免ずることについて (決 定)
- 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて (決 定)
- 〃 ☆ 須川 勇外 1 6 2 名の叙位又は叙勲について
(決 定)

◎ 配 布

- ☆ 労働力調査報告 (総 務 省)
- ☆ 月例経済報告 (内 閣 府 本 府)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]